

「知的財産推進計画2010」項目別進捗状況

注)各省の記載に基づき作成(11月5日現在)

| 具体的な取組 | 概要 | 担当府省 | 工程表 | | | | | 進捗状況 | |
|-------------------------------|--|-------|---|--|--|--------|-------------|--|--|
| | | | 短期 | | 中期 | | 長期 | 2010年11月までの 具体的な取組状況 | 今後の具体的な取組予定 |
| | | | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014～2019年度 | | |
| II. コンテンツ強化を核とした成長戦略の推進 | | | | | | | | | |
| 1 海外展開資金を供給する仕組みの創設(短期・中期) | 海外展開資金を供給する仕組みとして、ファンドの迅速な設置を行うとともに、民間資金によるコンテンツ制作への投資を促すため、投入された資金の用途の透明化や税財政上の支援の在り方を検討する。 | 経済産業省 | コンテンツ海外展開ファンドを組成。 | ファンドの運用を通じて、我が国コンテンツのライセンスを核に収益を上げる事例を創出し、コンテンツ業界内外からの投資を促進するとともに、投入された資金の用途の透明化や税財政上の支援の在り方を検討。 | | | | 平成22年度中の設立を目指し検討を行っているところ。 | 引き続き、平成22年度中の設立を目指し、引き続き準備を進める。 |
| | | 総務省 | 民間ファンドに対する税財政上の支援の在り方を検討。 | 左記検討結果を基に民間ファンドの活動活発化のための環境整備を実施。 | | | | 海外展開を含むコンテンツ制作・発信の資金を供給するファンドのあり方等について検討。 | 左記調査研究の結果に基づき、具体的な方策について検討 |
| 2 海外における流通経路の確保(短期) | アジアの海外チャンネルの番組枠の確保や流通会社の活用及び情報収集や現地企業との調整を行う拠点の整備に対する支援により、流通経路を確保する。 | 経済産業省 | ・海外コンテンツ市場の情報収集を行う海外拠点を中国等を始めとして整備。 ・業界事情や法務・会計等に精通した弁護士や会計士等を活用し、国内企業の海外展開促進支援を行う体制を整備。 | 拠点地域の拡大や支援体制の拡充を通じて海外流通経路の確保を支援。 | | | | 海外コンテンツ市場の情報収集を行う海外拠点を中国に整備しているところ。 | 平成23年度も引き続き、予算要求を行い、中国中心に海外コンテンツ市場の情報収集・国内企業海外展開促進支援を行う拠点・体制整備を行う。 |
| | | 総務省 | コンテンツを海外の放送局等を介して継続的に海外へ発信する機会を創出することにより、コンテンツの海外展開の取組を促進。 | | | | | 本年8月に地域コンテンツの海外展開に関する実証実験の請負事業者を決定し、実証実験を実施しているところ。 | 各地域協議会において制作された番組を11月よりアジアを中心として順次放送開始し(～2月まで)、成果を取りまとめる予定。 |
| 3 国際共同制作促進の支援(短期・中期) | 国際共同制作や撮影誘致を円滑化するための仲介機能の強化を図るとともに、インセンティブとして国内制作費の一定割合を助成するといった税財政上の支援の在り方を検討する。 | 経済産業省 | 諸外国の制度を参考としつつ、国際共同制作のインセンティブの支援の在り方について検討。 | 左記検討結果を基に、国際共同制作の支援制度を構築し実施。 | | | | 諸外国の制度を参考としつつ、国際共同制作のインセンティブの支援の在り方について検討を行っているところ。 | 引き続き、検討を進める。 |
| | | 総務省 | 「コンテンツ海外展開促進コンソーシアム(仮称)」を創設し、国際共同制作促進の支援策を検討。 | 左記検討結果を踏まえ、例えば海外メディアの募集・招へい、制作協力、翻訳などの国際共同制作促進の支援策を実施。 | 引き続き国際共同制作促進の支援策を実施するとともに、ノウハウの共有化、放送コンテンツ等のグローバル展開、アジア各国等との国際共同制作支援を実施。 | | | 「国際共同制作による地域コンテンツの海外展開」として平成23年度概算要求に計上された(4.5億円)。 | 「コンテンツ海外展開促進コンソーシアム(仮称)」の創設に向けた準備を行うとともに、平成23年度予算成立後、早期の執行に着手できるよう具体的な内容を検討していく。 |
| 4 国際共同制作協定の締結(中期) | アジア諸国を始めとした国との国際共同制作協定を締結する。 | 外務省 | 国際共同制作協定を締結すべき国や協定内容に必要な事項の検討について関係省庁と協力。 | 関係省庁と連携し、締結すべき国と順次交渉して、協定締結を実現。 | | | | 関係省庁と協力し検討を行った。 | 協定自体の要否を含め、関係省庁と協力し検討を継続する。 |
| | | 経済産業省 | 国際共同制作協定を締結すべき国や協定内容に必要な事項を検討。 | 締結すべき国と順次交渉して、協定締結を実現。 | | | | 国際共同制作協定を締結すべき国や協定内容に必要な事項の検討を行っているところ。 | 引き続き、検討を進める。 |
| 5 大型映画の撮影誘致の促進(中期) | 大型映画の撮影を誘致するため、関係法令の諸手続の円滑化や近隣住民の理解促進を図るための取組を推進する。 | 経済産業省 | 国内フィルムコミッションや関係省庁と連携し、特定地域における撮影に関する支援を視野に入れ、海外映画の受け入れ体制強化を促進するための方策を検討。 | 左記の検討結果に基づき、国内フィルムコミッションや関係省庁と連携し施策を実施。 | | | | 平成21年度予算事業において、海外と共同で映画等の制作を行うためのマッチングを支援するとともに、各地のフィルムコミッションなどにおける国際共同制作のロケ支援を担う国際的な人材の育成を実施したところ。今年度からは、民間で引き続き当該取り組みを行っており、当省としては、こういった民間の動きを尊重し、民間からの要望に応じて支援方法を検討する体制を敷いているところ。 | 引き続き、民間の動きを尊重し、要望に応じて支援方法を検討していく。 |
| | | 警察庁 | 海外映画の受け入れ体制強化を促進するための上記検討に対し、道路使用許可に関する必要な情報提供を実施。 | 上記施策と連携して、大型映画を撮影しようとする実施主体に対する必要な情報提供等の取組を実施。 | | | | 上記検討を行う経済産業省と所要の連絡体制をとったほか、道路使用許可について各種照会等に応じた。 | ・引き続き、海外映画の受け入れ体制強化を促進するための上記検討に対し、道路使用許可に関する必要な情報提供を実施する。 ・平成22年12月、フィルムコミッションの全国組織である特定非営利法人ジャパン・フィルムコミッションが開催する研修会に講師として職員を派遣する。 |
| | | 国土交通省 | 海外映画の受け入れ体制強化を促進するための上記検討に対し、劇用車を使用するに当たっての臨時運行許可に関する必要な情報提供などを実施。 | 上記施策に必要な協力を実施。 | | | | 大型映画を撮影しようとする実施主体等に対し、必要な情報提供等の取組を実施した。 | 引き続き、海外映画の受け入れ体制強化を促進するための上記検討に対し、劇用車を使用するに当たっての臨時運行許可に関する必要な情報提供などを実施。 |

| 具体的な取組 | 概要 | 担当府省 | 工程表 | | | | | 進捗状況 | |
|---|--|-------|---|---|--------|--------|--|---|---|
| | | | 短期 | | 中期 | | 長期 | 2010年11月までの 具体的な取組状況 | 今後の具体的な取組予定 |
| | | | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014～2019年度 | | |
| 6 国内外のイベントを活用した総合的発信 (短期) | コ・フェスタ(映画祭やゲーム、ドラマその他のイベントを総合的に開催)の実施を始めとして、国内外の有名イベントを活用し、コンテンツ、ファッション、観光を始めとする日本の魅力を総合的に発信するとともに、海外からのユーザー招聘や海外における日本語教育の充実を通じて日本のコンテンツ人気の裾野を拡大する。 | 総務省 | コ・フェスタの主要イベントの一環として「国際ドラマフェスティバル」を実施するなどイベントを活用した総合的なコンテンツ発信を支援。 | 事業結果をフィードバックし連携方法等について改善して実施。 | | | | 本年10月に、日本のテレビドラマの海外発信機会の拡大及び国際競争力の向上を目的とする「国際ドラマフェスティバル(第4回)」を共催し、海外の番組製作者等に対する表彰を行う等、コンテンツの海外展開拡大に向けた取組を支援。 | 引き続き「国際ドラマフェスティバル」を共催し、海外の番組製作者等に対する表彰を行う等、コンテンツの海外展開拡大に向けた取組を支援。 |
| | | 文部科学省 | ・文化庁メディア芸術祭を開催し、地方展、海外展、ウェブ上での作品紹介(メディア芸術プラザ)を通じて日本のメディア芸術について総合的に発信。 ・他のイベントとの連携について検討。 | 事業結果をフィードバックするとともに他のイベントと連携して実施。 | | | | ・メディア芸術祭地方展(京都・岡山)、メディア芸術祭海外展(イスタンブール展)を開催するとともに、メディア芸術プラザを通じて、日本のメディア芸術について国内外に情報発信。 ・国内外のメディア芸術関連フェスティバル等において、日本のメディア芸術について情報発信。 ・第14回文化庁メディア芸術祭(2011年2月)の開催に向けて準備中。 | ・第14回文化庁メディア芸術祭の開催(2011年2月) ・平成23年度概算要求において、メディア芸術祭、地方展、海外展の開催や、メディア芸術プラザの実施等に必要の予算を要求中。引き続き、メディア芸術祭等の開催や、メディア芸術プラザでの情報発信、国内外のメディア芸術関連フェスティバル等における情報発信に取り組む。 |
| | | 経済産業省 | ・JAPAN国際コンテンツフェスティバル(コ・フェスタ)の継続的実施。 ・7月にパリで開催されるJAPAN EXPOに関係省庁と連携して出展し、総合的な情報発信を実施。 | コ・フェスタの国際見本市としての機能を強化する観点から、海外からの知名度向上、海外バイヤー等の集客力向上、海外展開の強化、ハブ的機能の強化について改善策を検討し実施。 | | | | 昨年に引き続き、今年9月よりJAPAN国際コンテンツフェスティバル(コ・フェスタ)を実施しているところ。また、今年7月関係省庁と連携し、JAPAN EXPOにブース出展を行った。 | JAPAN国際コンテンツフェスティバル(コ・フェスタ)の継続的実施を行うとともにコ・フェスタの国際見本市としての機能強化について改善策を検討する。 |
| | | 国土交通省 | 7月にパリで開催されるJAPAN EXPOに関係省庁と連携して出展し、コンテンツと訪日旅行を組み合わせた情報発信を実施。 | 事業結果をフィードバックし連携方法等について改善して実施。 | | | | ・「Visit Japan Year 秋キャンペーン」にあわせて、経産省、文化庁、東京都と連携し、東京の文化関係イベントをフックに、海外向け情報等を掲載したガイドブックを制作する。 ・WEBサイトにより、外国人旅行者向けニューズリリース等のコンテンツ充実・情報発信を行う。 ・JAPAN EXPOに関係省庁と連携して出展。 ・コ・フェスタの開催時期にあわせ、海外メディアを招請し、日本の文化観光資源(ファッション、アニメ、映画等)に関連した情報発信を行う。 | ・日本の文化観光資源を動機とした一般消費者の訪日旅行に関するニーズ等の実態に関する調査を行う。 ・魅力ある日本のおみやげを育成・発掘し、地域ブランドの振興を図るとともに、おみやげを通して日本の魅力を海外に伝えることで訪日旅行を促進する。 |
| | | 外務省 | 国際交流基金を介して7月にパリで開催されるJAPAN EXPOに関係省庁と連携して出展し、日本のポップカルチャーに集まる若者の関心を、より深い日本理解、日本語学習へと導く事業を実施。 | 事業結果をフィードバックし連携方法等について改善して実施。 | | | | 実際に左に掲げた事業を実施した。 | 平成23年度は事業結果をフィードバックし連携方法等について改善して実施する予定。次年度の予算額は、国際交流基金運営費交付金概算要求額の内数。 |
| 7 海外のユーザーに直接ネット配信する仕組みの構築 (短期・中期) | ネット上で日本のアニメや音楽を海外に配信する仕組みの構築を支援する。 | 経済産業省 | アニメ・コミックについて全世界をターゲットとしたネット配信ポータルサイトの構築等について、民間サイドのニーズに応じた支援を検討。 | 左記検討結果を基にアニメ・コミックの海外展開の支援を実施。 | | | アニメ・コミックについて全世界をターゲットとしたネット配信ポータルサイトの構築等について関係業界に対してヒアリングを行った結果を踏まえ、民間独自の動きを尊重し、必要に応じて支援方法検討することとしている。 | 引き続き、民間の動きを尊重し、要望に応じて支援方法を検討していく。 | |

| | 具体的な取組 | 概要 | 担当府省 | 工程表 | | | | | 進捗状況 | |
|---|-----------------------|--|------------------------------|---|---|--------|--------|---|--|---|
| | | | | 短期 | | 中期 | | 長期 | 2010年11月までの具体的な取組状況 | 今後の具体的な取組予定 |
| | | | | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014～2019年度 | | |
| 8 | 諸外国におけるコンテンツ規制の緩和(中期) | 地上波における日本ドラマの禁止や外国製ゲーム機販売規制・ゲーム流通規制や映像の外国枠の数量規制といった、諸外国におけるコンテンツ規制の緩和を強く働き掛け、実現する。 | 外務省 総務省 文部科学省 経済産業省 | 規制緩和を求めていくべき国・事項のプライオリティ・進め方について整理。 | 二国間協議(日中経済パートナーシップ協議、日韓経済局長協議など)の場において関係国と協議し、規制緩和を引き出す。 | | | | 7月に行われた日中経済パートナーシップ協議において、外国産ドラマ・アニメの放送制限規制、総量規制の緩和・撤廃等を要請。 6月に行われた日韓経済局長協議において、地上波における日本語放送の解禁について取り上げ、対応を依頼した | 引き続き、二国間協議の場においてコンテンツの規制緩和・撤廃等について協議する。 |
| | | | | 「アジア・コンテンツ・ビジネスサミット」や「日中韓文化コンテンツ産業フォーラム」などの多国間及び二ヶ国間の国際対話の場を通じ、国際共同製作の推進や、成功事例のプレイアアップを実施。 | 左記の取組を通じ、相互間の連携強化を行いつつ、各国のコンテンツ規制の緩和を図る。 | | | 2010年7月12日に、北京において第8回日中経済パートナーシップ協議を開催。通信・コンテンツ関係については、ゴールデンタイムにおける外国製アニメの放送制限規制の撤廃等を要請。 | 引き続き、二国間協議の場において関係国と協議し、諸外国におけるコンテンツ規制の緩和を強く働き掛けていく。 | |
| | | | | | | | | 7月に行われた日中経済パートナーシップ協議において、外国産ドラマ・アニメの放送制限規制、総量規制の緩和・撤廃等を要請。 6月に行われた日韓経済局長協議において、地上波における日本語放送の解禁について取り上げ、対応を依頼した。 | 引き続き、文化の国際化の観点から、規制緩和にかかる働きかけの方針について関係省庁と協議していく。 | |
| | | | | | | | | 日中韓文化コンテンツ産業フォーラム、日台韓デジタルコンテンツ産業フォーラム、アジア・コンテンツ・ビジネスサミット等を通じて、規制緩和について働きかけを行った。 | 今後、引き続き、左記の会議を通じて、規制緩和に対する働きかけを行う。 | |
| 9 | 教育コンテンツのデジタル化(中期) | デジタル教科書・教材を始めとする教育コンテンツの充実を進める。 | 文部科学省 総務省 | <ul style="list-style-type: none"> 今後の学校教育(初等中等教育段階)の情報化に関する総合的な推進方策について検討するため、「学校教育の情報化に関する懇談会」において、デジタル教科書・教材の在り方を含めた学校教育の情報化を戦略的かつ一体的に推進する「教育の情報化ビジョン(仮称)」を策定し、ハード・ソフト・ヒューマンの面から関係府省と連携して、総合的に情報通信技術の活用を推進。 既存のデジタル教科書(教科書準拠型デジタル教材)を普及促進。 文部科学省が提供する教材等をデジタル化。 | <ul style="list-style-type: none"> デジタル教材を活用した指導方法の研究・開発。 すべての学校でデジタル教科書(教科書準拠型デジタル教材)やデジタル教材を活用した授業を実施。 映像・画像等授業で使いやすいソフト(デジタル教材・素材)のデータベースとしての集積・共有化、有効な活用方法の検討(クラウド・コンピューティングの活用等)、教育情報ナショナルセンター(NICER)の体制・機能の抜本的拡充・強化。 | | | <ul style="list-style-type: none"> 今後の学校教育(初等中等教育段階)の情報化に関する総合的な推進方策について検討するため、本年4月、「学校教育の情報化に関する懇談会」を設置。ここでの議論等を踏まえ、本年8月、デジタル教科書・教材の在り方を含めた学校教育の情報化を戦略的かつ一体的に推進する「教育の情報化ビジョン(骨子)」を策定・公表。 平成23年度概算要求において、デジタル教科書・教材など情報通信技術を活用した教育の可能性に関する実証研究等を行う「学びのイノベーション事業」を要望中。 | <ul style="list-style-type: none"> 本年秋を目途に3つのワーキンググループ(①教員支援、②情報活用能力、③デジタル教科書・教材、情報端末)を設置して議論を深め、本年度中に「教育の情報化ビジョン」を策定予定。 「学びのイノベーション事業」において、デジタル教科書・教材や情報端末等について、学校種、発達段階、教科に応じた教育効果や指導方法に関する実証研究を実施するほか、NICERに関する機能・体制の強化を図る。 | |
| | | | | 「フューチャースクール推進事業」を着実に推進。デジタル教科書・教材コンテンツについては、本事業の中で、教育クラウドにより、デジタル教材(教科書)を一元的に提供するとともに、タブレットPCの活用方策としてデジタル教材のオールインワン化、ネットワーク配信などを検討。 | | | | 児童生徒1人1台の各種情報端末・デジタル機器等によるデジタル教科書・教材の充実に向けた取組を実施。 | 「フューチャースクール推進事業」の実証研究の請負先と実証校が決定(8月6日公表)し、実証校(全国小学校10校)において情報通信環境を構築するとともに、教員研修を実施し、教育クラウドによるデジタル教材(教科書)の一元的提供等を含む実証研究を開始。 | <ul style="list-style-type: none"> 平成23年3月までにICTを活用した協働教育推進のためのガイドラインを策定。 平成23年度予算概算要求において、フューチャースクール推進事業の実証校を拡充。(29億円(平成22年度10億円)) |

| | 具体的な取組 | 概要 | 担当府省 | 工程表 | | | | | 進捗状況 | |
|----|------------------------|---|-------|---|---|--|--------|-------------|--|--|
| | | | | 短期 | | 中期 | | 長期 | 2010年11月までの具体的な取組状況 | 今後の具体的な取組予定 |
| | | | | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014～2019年度 | | |
| 10 | 地域発コンテンツ製作支援の強化(短期) | 観光促進も含めた地域発コンテンツ製作支援を拡充する。 | 総務省 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域のコンテンツ制作を支援するとともに、日本のコンテンツを継続的に世界へ発信する機会を創出するため、海外の放送時間枠を確保し、コンテンツの海外展開の取組を促進。 ・各地域におけるデジタルコンテンツの整備・流通基盤及び「地域コンテンツクラウド(仮称)」の整備や「地域コンテンツプロデューサー(仮称)」の育成を含む「地域コンテンツ力創造事業(仮称)」の実施。 | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・本年8月に地域コンテンツの海外展開に関する実証実験の請負事業者を決定し、実証実験を実施しているところ。 ・「国際共同制作による地域コンテンツの海外展開」として平成23年度概算要求に計上された(4.5億円)。 ・「デジタルコンテンツ力創造事業」として平成23年度概算要求に計上された。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会において制作された番組を11月よりアジアを中心として順次放送開始し(～2月まで)、成果を取りまとめる予定。 ・「コンテンツ海外展開促進コンソーシアム(仮称)」の創設に向けた準備を行うとともに、平成23年度予算成立後、早期の執行に着手できるよう具体的内容を検討していく。 ・平成23年度予算成立後、早期の執行に着手できるよう具体的内容を検討していく。 |
| | | | 国土交通省 | 地域発コンテンツを活用した訪日旅行促進のための事業を実施。 | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ビジットジャパン地方連携事業を実施し、地域のコンテンツの海外への発信を展開。 | 引き続き効果的な海外プロモーションの展開。 |
| | | | 経済産業省 | 地域資源を活用したコンテンツ制作を通じ、観光客等の増加を実現できる人材の育成を図り、各地の大学等と地域経済界が連携し、地域振興を目的とした映像制作に関する取組を試行し、そのノウハウをカリキュラムとして体系化。 | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・今年度事業において各地大学等と地域経済界が連携による地域振興を目的とした映像制作に関する取組支援、そのノウハウをカリキュラムとして体系化を行っているところ。 | 今年度事業で作成されたカリキュラムを活用することで、全国各地で地域資源を活用した映像制作による地域振興の取組が進むよう支援を行う。 |
| 11 | NHKによる外部制作事業者の活用促進(短期) | 多様な番組が放送されるようにする観点から、公共放送機関であるNHKが外部制作事業者(優れた若手作家を含む。)の活用を促進することを通じ、制作機会の創出を図る。 | 総務省 | 2011年4月以降のNHKのBSデジタル放送において外部委託番組及び共同制作番組の比率等が高まるようNHKとしての取組を促進。 | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・NHKにおいて2011年度事業計画等を策定しており、そうした状況を注視しているところ。 | ・2011年4月以降のNHKのBSデジタル放送において外部委託番組及び共同制作番組の比率等が高まるようNHKとしての取組を促進。 |
| 12 | コンテンツ版COEの形成促進(中期) | コンテンツに関する人材育成(社会人教育を含む。)に加え、研究開発機能を有し、中核的な役割を果たす大学を支援し、国内外のクリエーターやその志望者が集まる拠点(コンテンツ版COE(Center Of Excellence))の形成を促進する。 | 文部科学省 | <ul style="list-style-type: none"> ・「グローバルCOEプログラム」等の大学におけるCOE形成支援等について、在り方を検討した上で、実施。 ・メディア芸術に関する情報収集・発信や関連の文化施設、大学等の連携・協力の拠点機能を果たす情報拠点・コンソーシアムを構築。 | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・メディア芸術に関する情報拠点機能(ポータルサイト)構築や、文化施設、大学等の連携促進事業等について具体的な検討を実施。 | 平成23年度概算要求において、事業を継続して実施するために必要な予算を要求中。引き続き、メディア芸術に関する情報拠点機能(ポータルサイト)構築や、文化施設、大学等の連携促進事業等を推進する。 |
| | | | 経済産業省 | <ul style="list-style-type: none"> ・専門学校や大学と産業界等との連携による、コンテンツ分野等の人材育成に関する枠組みモデルの構築。 | <ul style="list-style-type: none"> ・専門学校や大学と産業界等との連携によるプログラム開発の拡大。 | <ul style="list-style-type: none"> ・質の高い教育プログラムによるコンテンツ分野等の高度・中堅人材の重点的な養成及び専門学校や大学と産業界等の連携による教育プログラムの改善・更新。 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度専門人材の基盤的推進プログラムにおいて、専門学校や大学と産業界等との連携による、コンテンツ分野等の人材育成に関する枠組みモデルの構築に向けた取組を実施中。 | 産学コンソーシアムにより、教育プログラムのモジュール化・体系化を通じた学びやすい学習システムの構築や、教育の質保証の仕組みの整備等に向けた先導的な取組を進め、クリエイティブ分野を含めた成長分野等を担う中核的専門人材の養成を戦略的に推進するための予算を5.2億円要求している。 |
| | | | 総務省 | 我が国の大学を活用して、コンテンツを活用した新たなメディアの創出を促進するための3Dアニメ映像等の人材育成・技術開発連携体制の整備を実施。 | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・今年度予算にて我が国の大学、専門学校等の教育機関と連携し、3DCGアニメーター等の人材育成を行う拠点の整備を行っているところ。 | 今年度事業を引き続き行うとともに、来年度における支援方法について検討を行う予定。 |
| | | | 総務省 | 次世代映像コンテンツ製作技術の展開方策について検討。 | 左記の検討結果に基づき、次世代映像コンテンツ製作技術の大学等への展開支援。 | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・「デジタルコンテンツ力創造事業」として平成23年度概算要求に計上された(5億円)。 |

| | 具体的な取組 | 概要 | 担当府省 | 工程表 | | | | | 進捗状況 | |
|----|--------------------------------|--|-------|---|---|--|--|--|---|---|
| | | | | 短期 | | 中期 | | 長期 | 2010年11月までの具体的な取組状況 | 今後の具体的な取組予定 |
| | | | | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014～2019年度 | | |
| 13 | 海外のクリエイターとのネットワーク構築(短期) | 世界に通用するクリエイターやプロデューサーを育成するため、海外派遣を通じた海外とのネットワーク構築に対する人材育成支援策を実施する。 | 文部科学省 | 新進芸術家海外研修制度において新進のクリエイター、プロデューサー等の海外派遣の実施。 | | | | | 新進芸術家海外研修制度において、平成22年度研修員を派遣し、海外における実践的な研修機会を提供するとともに、平成23年度派遣生の募集を開始。 | 平成23年度概算要求において、新進芸術家海外研修制度を継続して実施するために必要な予算を要求中。今後、平成23年度派遣生の決定及び派遣を行う予定。 |
| | | | 経済産業省 | ・米国等最先端の映画・映像製作関連の教育機関への留学を支援する事業の実施。 ・アジア域内におけるプロデューサーの体験の共有化のため、アジア共通のテキストとなるカリキュラムをアジアの関係者との協働により作成し、「アジア・コンテンツ・ビジネスサミット(ACBS)」の場を活用し、域内の主要教育機関での採用を促進。 | | | | 今年度の米国フィルムスクール入学者を対象に留学支援を実施。また、来年以降の留学予定者を対象に短期研修プログラムやセミナー等を実施。 | 平成23年度も引き続き、予算要求を行い、プロデューサー育成を目的とした留学支援事業を行う予定。 | |
| | | | 総務省 | 海外クリエイターとの人材交流を通じたコンテンツ人材育成方策を検討。 | 左記の検討結果に基づき、海外クリエイターとの人材交流を通じたコンテンツ人材育成方策の実施。 | | | | 日本青少年訪中代表団(コンテンツ分団)の海外派遣を行った。また、国際共同製作を通じた人材育成に向けた新規予算が平成23年度概算要求に計上された。 | 左記海外派遣による効果を検証し、次年度以降の改善策を検討するとともに、平成23年度予算成立後、早期の執行に着手できるよう具体的内容を検討していく。 |
| 14 | アニメ及び映像コンテンツの制作工程の高度化(短期) | アニメ及び映像コンテンツの制作工程の高度化(例えば制作ノウハウの共有や3D化)を通じた人材育成を図る。 | 経済産業省 | ・アニメ及び映像コンテンツ制作会社間での制作工程(パイプライン)を連結し、管理支援ツール・生産支援ツール等を供給する「アジア域内でのCGアニメ共同制作のためのインフラ構築構想」を検討。 ・熟練アニメ人材の指導に基づく技能の標準カリキュラム、CG・3D等新たな制作技術習得カリキュラム等の作成及び普及。 | | 左記の検討結果に基づき、アジア域内でのCGアニメ共同制作のためのアニメ及び映像コンテンツ制作会社間での制作工程(パイプライン)を連結し、管理支援ツール・生産支援ツール等を供給するインフラ構築構想を民間のニーズを踏まえ、検討・実施。 | | アニメ及び映像コンテンツ制作会社間での制作工程(パイプライン)について関係業界の検討結果を踏まえ、支援の在り方について検討を行っているところ。 | 引き続き、検討を行う。 | |
| | | | 総務省 | 3D、多視点映像符号化技術等の次世代映像コンテンツ製作環境の整備方策について検討。 | 左記の検討結果に基づき、次世代映像コンテンツ製作環境の整備。 | | 「デジタルコンテンツ力創造事業」として平成23年度概算要求に計上された(5億円)。 | | | 平成23年度予算成立後、早期の執行に着手できるよう具体的内容を検討していく。 |
| 15 | アジアからのコンテンツ人材受入れの促進(中期) | アジアからのコンテンツ人材受入れを促進するための環境を整備する。 | 経済産業省 | 高度な能力を有するアジア等の外国人材の受入れにより、国内制作者が、高度外国人材の有する制作ノウハウによって、コンテンツ製作能力を向上させる可能性について検討。 | | 左記の検討結果に基づき、アジア等の外国人材の受入れを促進するための環境を整備。 | | 関係業界にヒアリングを行い、高度な能力を有するアジア等の外国人材の受入れにより、国内制作者が、高度外国人材の有する制作ノウハウによって、コンテンツ製作能力を向上させる可能性について検討を行ったところ。 | 引き続き、検討を行う。 | |
| 16 | デジタルコンテンツに関するワークショップの開催(短期・中期) | ワークショップへの支援を通じ、小中学生の段階からデジタルコンテンツ制作教育を推進する。 | 文部科学省 | 小中高等学校段階の子どもたちを対象に、地域における高度ICT人材を養成するための施策を検討。 | 左記の検討に基づき、産学連携によるカリキュラム開発。 | 小中高等学校段階の子どもたちを対象に、地域における高度ICT人材を養成するために、下記のような施策を実施。(産業界、大学等と連携し、デジタルネイティブ世代である小中高等学校段階の子どもたちを対象に、集中的(例えば合宿形式)かつ継続的(例えば1人につき原則3年間以上)に、地域における高度ICT人材を育成する事業を実施し、子どもたちにデジタル作品の設計・制作、プログラミング技術等の習得を支援(「デジタルネイティブ登龍門」)。また、国内外の先進企業や研究機関における視察の機会も提供。) | 平成23年度概算要求において、「デジタルネイティブ登龍門推進事業」として、大学を中心とした産学連携により協議会を設置するとともに、講座で活用するカリキュラム及び教材等の開発を行うための所要の経費を要望中。 | 初等中等教育段階の子どもたちを対象に、プログラミングやデジタルコンテンツの制作等について、集中的かつ継続的な講座を行う。 | | |
| | | | | | | 年齢に応じた高度ICT人材を年間約1500人(各都道府県30名程度)養成。 | | | 年齢に応じた高度ICT人材を年間約3000人(各都道府県60名程度)養成。 | |
| 17 | 一流クリエイターの学校訪問による創造活動の充実(短期) | 一流のクリエイターによる学校訪問や、児童生徒のコミュニケーション能力を高める教育活動を通じ、学校教育において創造活動の機会や知財教育を充実する。 | 文部科学省 | 子どものための優れた舞台芸術体験事業等によって、小中学校等に講師を派遣して実施する計画的・継続的なワークショップ等を実施するとともに、学校教育における創造活動の機会の充実やコミュニケーション教育活動の推進について検討。 | | 左記の検討に基づき、必要な方策を実施。 | | 「子どものための優れた舞台芸術体験事業」により、希望のあった小中学校等に芸術家等を派遣し、講話や実技披露、実技指導を実施することにより、学校教育における創造活動の機会の充実に取り組み(53億円)。 | 平成23年度概算要求において、「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」について、「元気な日本復活特別枠」として要望中。引き続き、学校教育における創造活動の機会の充実に取り組み(53億円)。 | |

| | 具体的な取組 | 概要 | 担当府省 | 工程表 | | | | | 進捗状況 | |
|----|---|--|----------------|---|------------------------------|--|--------|--|---|-------------|
| | | | | 短期 | | 中期 | | 長期 | 2010年11月までの具体的な取組状況 | 今後の具体的な取組予定 |
| | | | | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014～2019年度 | | |
| 18 | 発表の機会の確保(短期) | ショートフィルムの制作や映画祭への支援により、発表の機会を確保するとともに、若手クリエイターを発掘する。 | 経済産業省 文部科学省 | JAPAN国際コンテンツフェスティバル(コ・フェスタ)において、国内外のトップ・クリエイター等による次世代の若手クリエイターの発掘と同クリエイターの制作・発表が行える場を創設。 国内映画祭への支援を実施するとともに、短編映画作品支援による若手映画作家の育成を推進。 | | コ・フェスタの海外展開などと連携し、海外における作品発表の場の提供や海外クリエイターとの交流を促進するための施策を立案・実施し、海外にまで活躍の場の拡大を促進。 | | 今年度事業において、短編映像製作支援を実施しているところ。 | 左記の事業の対象クリエイター等に対して、コ・フェスタ等を通じて、国内外に発表の場を設ける予定。 | |
| 19 | 二次創作の権利処理ルールの明確化(中期) | 二次創作(パロディ含む)やネット上の共同創作の権利処理ルールを明確化する。 | 経済産業省 総務省 | ネット上で複数者により創作されるコンテンツの権利処理ルールの明確化については、立法措置による対応の可能性と契約による対応の可能性を検討し、文化審議会著作権分科会において、2010年度中に報告書を取りまとめ。 コンテンツ流通に係る権利処理に関して、デジタルコンテンツの権利者やコンテンツホルダー自らが許諾、利用制御、価格設定を行う「多元型権利処理システム」の在り方について、契約・取引コストの低減という視点から検討し、システムの基本設計及び実証事業を実施。 映像コンテンツの共同製作・2次創作の権利処理と収益分配等のルールの検討(サイバー特区等)を行い、ルールのあり方について具体的な結論を提示。 | 左記の報告書の内容等に基づき、必要な措置を実施。 | 左記の取組等を通じて、二次創作の権利処理事例などを収集し、これに関するルールを明確化。 左記の検討に基づき、共同製作・2次創作したコンテンツの権利処理ルール、収益分配のモデル約款を策定。 | | 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会契約・利用ワーキングチームにおいて、日本及び諸外国におけるネット上の複数者の創作によるコンテンツの状況について報告が行われた。 複雑化するデジタルコンテンツ市場に即したビジネスモデルの構築に必要な環境を整備するため、実証実験の提案公募を実施。 22年4月にサイバー特区の実施テーマの公募を行い、22年10月に映像コンテンツの共同製作・2次創作に関する調査研究を含む合計19件を実施テーマとして採択した。 | 12月に開催される文化審議会著作権分科会法制問題小委員会に審議経過を報告し、2011年1月の文化審議会著作権分科会において同小委員会からの報告が行われる予定。 その後は、立法措置による対応の可能性と契約による対応の可能性を検討し、報告書を取りまとめる予定。 引き続き、民間の動きを注視しつつ、支援方法を検討。 映像コンテンツの共同製作・2次創作に関する調査研究を実施し、映像コンテンツの共同製作・2次創作の権利処理と収益分配等のルールについて検討。 | |
| 20 | ネット上のコンテンツの部分的引用やネット放送のルール形成(短期) | インターネット上におけるコンテンツの部分的引用やネット上の放送における利用を始めとして、今後のビジネス展開の円滑化が図られるよう、国際的動向も踏まえながら民間における関係者間のルール形成が促進されるよう支援する。 | 文部科学省 | インターネット上におけるコンテンツの部分的引用やネット上の放送等に関し、民間における関係者間のルール形成が促進されるよう、その必要性も含めて施策を検討。 | 左記の検討に基づき、必要に応じて支援のための施策を実施。 | | | 配信事業者と音楽著作権管理事業者の契約締結が行われるなど、民間における関係者間のルール形成が進んでいるところ。 | 引き続き、民間における関係者間のルール形成が促進されるよう、必要に応じた支援を行う。 | |
| 21 | コンテンツのアーカイブ化及びそのデジタル化・ネットワーク化の推進(短期・中期) | 我が国コンテンツを国の文化資産と捉え、映像のアーカイブ化や、日本のポップカルチャーに関する様々なアーカイブのデジタル化・ネットワーク化への支援を通じ、創造基盤のためのアーカイブを整備する。 | 文部科学省 | ・メディア芸術情報拠点・コンソーシアム構築事業の実施。(連携事業等5件) ・メディア芸術デジタルアーカイブ事業、東京国立近代美術館フィルムセンターにおけるアーカイブ事業の実施。 ・メディア芸術情報拠点・コンソーシアム構築事業の充実。 ・メディア芸術デジタルアーカイブ事業、東京国立近代美術館フィルムセンターにおけるアーカイブ事業の継続的な実施。 | | | | ・メディア芸術に関する情報拠点機能(ポータルサイト)構築や、文化施設、大学等の連携促進事業等について具体的検討を実施。 ・メディア芸術作品の作品情報・所在情報等に関するデータベースシステム(一部デジタルデータを含む)の整備等について具体的検討を実施。 | ・平成23年度概算要求において、「メディア芸術情報拠点・コンソーシアム構築事業」を継続して実施するために必要な予算を要求中。引き続き、メディア芸術に関する情報拠点機能(ポータルサイト)構築や、文化施設、大学等の連携促進事業等を推進する。 ・平成23年度概算要求について、「メディア芸術デジタルアーカイブ事業」を継続して実施するために必要な予算を要求中。引き続き、メディア芸術作品の作品情報・所在情報等に関するデータベースシステム(一部デジタルデータを含む)の整備等を推進する。 | |
| 22 | NHKの放送番組資産の戦略的活用(短期・中期) | NHKが制作した映像や音声のコンテンツの蓄積を国民の貴重な財産ととらえ、そのコンテンツの戦略的な活用を促進する。 | 総務省 | NHKのアーカイブ業務等の放送番組資産が有効活用されるための取組状況について分析・評価。 | | 左記の分析・評価等を踏まえ、NHKの放送番組資産がより活用されるよう、NHKとしての取組を促す。 | | NHKオンデマンドサービスの取組状況等について、分析を実施中。 | 左記分析も踏まえ、NHKにおける放送番組資産の活用状況について継続的に分析・評価を実施。 | |
| 23 | 民間放送局による放送番組の保存促進(短期・中期) | 民間放送局のコンテンツについても、民間主体によるコンテンツの蓄積が促進されるよう支援する。 | 総務省 | 放送局における番組のデジタル保存が促進されるよう、その支援策について検討。 | 左記の検討に基づき、必要な支援を実施。 | | | 民間主体によるコンテンツの蓄積の促進に向けた仕組みのあり方や当該コンテンツの効率的かつ効果的な利活用を促進するための技術的方策等について検討を実施する予定。 | 左記調査研究の結果に基づき、具体的な方策について検討。 | |

| 国際共同製作 | 具体的な取組 | 概要 | 担当府省 | 工程表 | | | | | 進捗状況 | |
|--------|----------------------------|--|-------|---|---|--------|--------|--|--|--|
| | | | | 短期 | | 中期 | | 長期 | 2010年11月までの具体的な取組状況 | 今後の具体的な取組予定 |
| | | | | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014～2019年度 | | |
| 国際共同製作 | 「コンテンツ特区」の創設(短期) | 「コンテンツ特区」を設け、特定区域において新しい技術やサービスを試行できる環境を整備し、先駆的なコンテンツの創造、国際的なコンテンツ制作の誘致を促進する国際的な場を創出する。 | 経済産業省 | さまざまな情報通信技術により街や商業空間等自体をメディア化(e空間)し、位置情報運動サービスのような新しいサービスを創出する場を設け、実証事業を実施。 | | | | | 平成21年度、22年度事業において、実際の公空間でのモデルサービスの実証事業を実施。 | 引き続き、民間の動きを注視しつつ、支援方法を検討。 |
| | | | 総務省 | コンテンツ特区による振興方策について、検討。 | 実証実験を通じた新事業モデルの開発支援。 | | | | 「デジタルコンテンツ力創造事業」と平成23年度概算要求に計上された(5億円)。 | 平成23年度予算成立後、早期の執行に着手できるよう具体的内容を検討していく。 |
| | | | 文部科学省 | 個々のプロジェクトに関し、著作権の許諾契約の問題について、経済産業省や総務省による取組と連携。 | | | | | 現時点では特別な対応は行っていない。 | 個々のプロジェクトに関し、経済産業省や総務省による取組と必要に応じた連携を実施する。 |
| 25 | 新たなメディア創出のためのインフラ整備(短期・中期) | モバイル放送、デジタルサイネージに関する実証実験や規格策定への支援、完全ブロードバンド化、ホワイトスペースの活用促進、IPTVの普及支援・クラウドコンピューティングの環境整備を通じ、新たなメディアのためのインフラを整備する。 | | 207.5MHzから222MHzまでの周波数を使用して行う携帯端末向けマルチメディア放送のインフラ整備(受託放送)に係る制度整備を行い、参入事業者を決定。 | | | | 207.5MHzから222MHzまでの周波数を使用して行う携帯端末向けマルチメディア放送のインフラ整備(受託放送)に係る制度整備を行い、参入事業者を決定した(2010年9月)。 | 207.5MHzから222MHzまでの周波数を使用して行う携帯端末向けマルチメディア放送のソフト事業(委託放送業の認定)に係る制度整備を行う。 | |
| | | | | 「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会」を開催。90MHzから108MHzまでの周波数を使用して行う携帯端末向けマルチメディア放送を含めた地域情報メディアの将来像について検討し結論。 | 90MHzから108MHzまでの周波数を使用して行う携帯端末向けマルチメディア放送の制度整備。 | | | | 「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会」を開催し、90MHzから108MHzまでの周波数を使用して行う携帯端末向けマルチメディア放送を含めた地域情報メディアの将来像について報告書を取りまとめた(2010年7月)。 | 90MHzから108MHzまでの周波数を使用して行う携帯端末向けマルチメディア放送の制度整備を行う。 |
| | | | 総務省 | デジタルサイネージの標準化政策に関し、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」下の「国際標準化戦略に関する検討チーム」において検討を行い、結論。(2010年9月) | 実証実験の実施等によりデジタルサイネージに係る標準化を推進。 | | | | デジタルサイネージについて、戦略具体化に向けた官民の検討の場として、「デジタルサイネージ・ユース・フォーラム」を設置し、「デジタルサイネージコンソーシアム」と連携・協調した検討を開始。 | ユーザー視点から要件を整理し、仕様策定に向けた検討を行う予定。 |
| | | | | 2010年度末までにブロードバンドを全世帯において利用可能化。 | 民間のみでは整備が進まない地域を公的整備の手法によりFTTH等を整備。 | | | | 左記の目標に向け、公設民営(IRU)等の手法を活用しつつ、ブロードバンド整備を進めてきたところ。 | 引き続きブロードバンド整備を進めることにより、左記目標を達成。 |
| | | | | ホワイトスペースの活用を始めとした電波の有効利用のための方策を2010年度中に「新たな電波の活用ビジョンに関する検討チーム」において策定。 | 研究開発や実証実験などを実施し、ホワイトスペースを活用した新たな電波利用を展開。 | | | | ・2010年7月、ホワイトスペースなど新たな電波の有効利用のための方策を「新たな電波の活用ビジョンに関する検討チーム」において策定したところ。 ・ホワイトスペースの活用のための研究開発及び実証実験として、平成23年度概算要求に計上された(17億円)。 | ホワイトスペース活用の実現に向けて、2010年度に地域特性に応じたサービスやシステムの実現を目指した実証などを行い、この結果を踏まえ、2011年度に環境整備を行う。 |
| | | | | 一般社団法人IPTVフォーラムで検討されたIPTV配信用のメタデータ要件を基に、実証実験を実施。 | 前年の実証実験成果を基に一般社団法人IPTVフォーラムで標準化を実施。 | | | | 本年8月にIPTVに係る実証実験の請負事業者を決定し、実証実験を実施しているところ。 | 過去3カ年のIPTVに係る実証実験の成果を取りまとめる予定。 |
| | | | | クラウドサービスを支える高信頼・省電力ネットワーク制御技術の研究開発を行い技術確立するとともに、民間フォーラムと連携しながら必要に応じて標準化を実施。 | | | | | 「クラウドサービスを支える高信頼・省電力ネットワーク制御技術の研究開発」の研究開発を実施中。 | 研究開発を推進しつつ、研究の成果を展開するために民間フォーラム等と連携しながら所要の標準化活動を実施。 |

| | 具体的な取組 | 概要 | 担当府省 | 工程表 | | | | | 進捗状況 | |
|----|------------------------|---|-----------------------|--|---|--------|--------|---|--|--|
| | | | | 短期 | | 中期 | | 長期 | 2010年11月までの具体的な取組状況 | 今後の具体的な取組予定 |
| | | | | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014～2019年度 | | |
| 26 | コンテンツ配信・放送に関する規制緩和(短期) | デジタル化に対応した通信・放送の総合的な法体系を速やかに整備するとともに、ホワイトスペースの活用を始めとした電波の有効利用のための方策を2010年度中に策定する。 | 総務省 | 通信・放送の総合的な法体系の整備について「放送法等の一部を改正する法律案」を国会提出。 速やかな関係政省令等の整備。 | | | | | 通信・放送の総合的な法体系の整備について、「放送法等の一部を改正する法律案」を第176回国会へ再提出。(第174回国会提出の法案は審議未了、廃案。) | 法案成立後、速やかな関係政省令等の整備。 |
| | | | 総務省 | ホワイトスペースの活用を始めとした電波の有効利用のための方策を2010年度中に「新たな電波の活用ビジョン」に関する検討チームにおいて策定。 研究開発や実証実験などを実施し、ホワイトスペースを活用した新たな電波利用を展開。 | | | | | ・2010年7月、ホワイトスペースなど新たな電波の有効利用のための方策を「新たな電波の活用ビジョン」に関する検討チームにおいて策定したところ。 ・ホワイトスペースの活用のための研究開発及び実証実験として、平成23年度概算要求に計上された(17億円)。 | ホワイトスペース活用の実現に向けて、2010年度に地域特性に応じたサービスやシステムの実現を目指した実証などを行い、この結果を踏まえ、2011年度に環境整備を行う。 |
| 27 | 書籍の電子配信の促進(短期・中期) | 書籍の電子配信を促進するに当たって、知の拡大再生産の確保に留意しつつ、非商業分野において国立国会図書館によるデジタル・アーカイブ化の促進や電子納本に向けた環境整備を図るとともに、商業分野において民間における標準規格の策定、権利処理ルールやビジネスモデル形成の取組を支援する。 | 総務省 文部科学省 経済産業省 | 前年度からの総務省・文部科学省・経済産業省の合同開催による「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」を引き続き実施し、作家や出版者等の関係者を含めてデジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進等に向けた検討を行い、6月を目途に一定の取りまとめ。 | 2010年度に実施される「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」における取りまとめ等に基づき、必要とされる対応等を検討・実施。 | | | 総務省、文部科学省、経済産業省の合同開催による「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」において整理された検討事項について順次検討を行う。 また、総務省、文部科学省、経済産業省は、相互に情報共有を図りつつ、具体的施策を推進する。 日本語基本フォーマットの確立、検索技術の最適化、書店と電子出版の共存共栄等の課題については「新ICT利活用サービス創出支援事業(電子出版の環境整備)」により、その事業の着実な実施を推進し、電子出版に関する技術的課題を解決する。 ・国内に眠っている知的資産の総デジタル化を進め、インターネット上で電子情報として共有・利用できる仕組み(デジタルアーカイブ)の構築に向けて、関係機関と連携した取組(デジタル文明開化プロジェクト)を推進し、デジタルアーカイブ間の相互連携の促進のための技術標準化(ガイドライン化)を実現する。 | 「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会報告」において整理された検討事項について順次検討を行う。 また、総務省、文部科学省、経済産業省は、相互に情報共有を図りつつ、具体的施策を推進する。 同報告において示されたアクションプランのうち総務省が担当となった電子出版市場の基盤となる技術的課題等については、新ICT利活用サービス創出支援事業(電子出版の環境整備)の委託事業として、提案公募を実施(8月27日提案公募開始、9月24日提案締切り)。10月27日に委託先候補を公表。 | |
| | | | 文部科学省 | | | | | 総務省、文部科学省、経済産業省の合同開催による「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」において、6月に報告が取りまとめられた。 同報告においては、国内における電子出版の利活用の推進に向けた方策について一定程度の整理が行われた。 同報告において示されたアクションプランのうち文部科学省が担当となった出版者への権利付与に関する検討については、「諸外国の著作権法等における出版者の権利及び出版契約に関連した契約規定に関する調査研究」として、入札公告を実施。 | 「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会報告」において整理された検討事項について順次検討を行う。 また、総務省、文部科学省、経済産業省は、相互に情報共有を図りつつ、具体的施策を推進する。 | |
| | | | 経済産業省 | | | | | 総務省、文部科学省、経済産業省の合同開催による「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」において、6月28日に報告が取りまとめられた。 同報告においては、国内における電子出版の利活用の推進に向けた方策について一定程度の整理が行われた。 | 「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会報告」において整理された検討事項について順次検討を行う。 また、総務省、文部科学省、経済産業省は、相互に情報共有を図りつつ、具体的施策を推進する。 | |

| | 具体的な取組 | 概要 | 担当府省 | 工程表 | | | | | 進捗状況 | |
|----|---------------------------|--|-------|--|---|---|--------|--|---|--|
| | | | | 短期 | | 中期 | | 長期 | 2010年11月までの具体的な取組状況 | 今後の具体的な取組予定 |
| | | | | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014～2019年度 | | |
| 28 | 放送番組の電子配信の促進(短期) | 放送番組の電子配信を促進するため、映像分野の権利処理の一元化、携帯機器への転送の場合のルール形成を支援する。また、IPTVの促進のため、NHK及び民間放送事業者のオンデマンドサービスにおける先端的なサービスを促すよう、取り組む。 | 総務省 | 映像分野の権利処理一元化推進のため権利処理業務の窓口一元化、不明権利者探索の実証実験を実施。 | 映像分野の権利処理一元化推進のため不明権利者探索の一元化の実証実験を実施。 | 映像分野の権利処理一元化推進のため、権利処理業務の電子許諾システム等の実証実験を実施。 | | | 本年6月に「放送コンテンツ権利処理円滑化連絡会」を設置、本年8月に権利処理一元化の促進に向けた実証実験の請負事業者を決定し、実証実験を実施しているところ。 | 権利処理窓口一元化、不明権利者探索に関する実証実験を実施し、成果を取りまとめる予定。 |
| | | | | コンテンツ制作者の負担を軽減するためコンテンツプラットフォーム毎に異なるメタデータの共通化に資する実証実験を実施。 | 前年の実証実験成果を基に一般社団法人IPTVフォーラムで標準化を実施。 | | | 本年8月にIPTVに係る実証実験の請負事業者を決定し、実証実験を実施しているところ。 | 過去3カ年のIPTVに係る実証実験の成果を取りまとめる予定。 | |
| 29 | 映画館のデジタル化・3D化の促進(短期) | 映画館のデジタル化・3D化を支援する。 | 経済産業省 | 映画館のデジタル化・3D化の促進手法について、検討を行う。 | 左記、検討を踏まえ、映画館のデジタル化・3D化を促進していく。 | | | 平成21年度補正予算事業(地域商業活性化事業)にて映画館のデジタル化支援を実施。 | 今年度についても補正予算事業(地域商業活性化事業)において、映画館のデジタル化等を実施する予定。 | |
| 30 | 新たな形態のコンテンツ配信の実証実験の支援(短期) | 電子配信の特性を活かした新たな形態のコンテンツ配信に関する実証実験を支援する。 | 経済産業省 | 「7. 海外のユーザーに直接ネット配信する仕組みの構築」における取組の支援や「27. 書籍の電子配信の促進」の検討結果を踏まえて支援。 | | | | 電子書籍の契約円滑化に向けた実証実験の提案公募を実施。 | 引き続き、民間の動きを注視しつつ、支援方法を検討。 | |
| | | | 総務省 | マルチワンセグメントサービスを活用した新たな流通経路におけるコンテンツ電子配信を始めとしたユビキタス特区事業の実施。 | ビジネス化に向けて、必要に応じた報告の徴収等。 | | | 電子配信の特性を活かした新たな形態であるマルチワンセグメントサービスのビジネス化に向けた効率的な運用方法及び国際展開に向けた実証実験準備中。 | 左記分析も踏まえ、マルチワンセグメントサービスの実現に向けて、当該サービスの国際展開を視野に入れた実証実験分析・評価を実施。 | |
| 31 | プラットフォームの標準化(短期) | 重要なプラットフォーム(例えば3D映像やIPTV)に関し、標準化ロードマップを含む戦略を官民一体となって策定・実行し、実証実験や国際標準化を一体的に支援する。 | 総務省 | 一般社団法人IPTVフォーラムで検討されたIPTV配信用のメタデータ要件を基に実証実験を実施。 | 前年の実証実験成果を基に、一般社団法人IPTVフォーラムで標準化を実施。 | | | 本年8月にIPTVに係る実証実験の請負事業者を決定し、実証実験を実施しているところ。 | 過去3カ年のIPTVに係る実証実験の成果を取りまとめる予定。 | |
| | | | 総務省 | 3D映像の標準化政策に関し、「グローバル時代におけるIGT政策に関するタスクフォース」下の「国際標準化戦略に関する検討チーム」において検討を行い、結論。(2010年9月) | 民間の場において標準化等を推進。 | | | 3D映像について、戦略具体化へ向けた官民検討の場として設置した「3Dテレビに関する検討会」及びデジタル放送推進協会(Dpa)において、3Dコンテンツの識別手法や安全性に関する規格について検討。 | 国際標準化に向けて、国内外の動向を踏まえ、国際標準化すべき項目を整理し、標準化を推進する予定。 | |
| | | | 経済産業省 | ・我が国におけるプラットフォームビジネスの振興のため、次の点について実施。 <ul style="list-style-type: none"> 魅力ある3D映像制作技術・技法の開発 制作ワークフロー「改善」の研究 3D映像の生体安全性ガイドラインの精緻化・普及を図るとともに、ISOの国際規格化。 ・国内外の有望なクリエイターに対し、新たな映像表現手法である3D技術を使った映像の制作・発表の場を設ける設定。 ・アニメ分野における3D技術に関する人材育成を実施する。 ・また、コンテンツを活用した新メディアの創出を促進するための技術開発や標準化支援、制度整備等を推進するための技術戦略マップを改定し、課題抽出を行うとともに、広く普及公表。 | | | | 本年10月にはデジタルコンテンツEXPO開催、及びデジタルコンテンツグランプリを通して3D技術を使った映像の製作・発表の場を設けたところ。また、今年の予算事業において、情報可視化技術を利用したコンテンツ技術実証を行った。 | 引き続き、プラットフォームビジネスの振興のため、政策の検討・実施を行う。 | |
| 32 | プラットフォーム競争の促進(中期) | 重要分野(例えば書籍)に関し、ユーザーの利便性確保の観点から、官民一体となって、排他的でないマルチプラットフォーム戦略を策定し、プラットフォーム間の競争を促す。 | 経済産業省 | 電子書籍に関し、プラットフォーム間の競争を促す観点から、グローバル規格の策定やプラットフォームビジネスモデルの構築のための環境整備を図る。 | | | | 電子書籍の契約円滑化に向けた実証実験の提案公募を実施。 | 引き続き、民間の動きを注視しつつ、支援方法を検討。 | |
| | | | 総務省 | コンテンツホルダーが様々な流通経路やプラットフォームにおいてコンテンツマルチユースを可能とする技術共通化を検討。 | コンテンツホルダーが様々な流通経路やプラットフォームにおいてコンテンツマルチユースを可能とする技術共通化を行う実証実験の実施。 | 実証実験後の成果を基に、コンテンツマルチユースを可能とするビジネスモデルの検討支援。 | | 「デジタルコンテンツ力創出事業」として平成23年度概算要求に計上された(5億円)。 | 平成23年度予算成立後、早期の執行に着手できるよう具体的内容を検討していく。 | |
| 33 | プラットフォームのビジネスモデルの検討(中期) | プラットフォーム事業者とコンテンツ事業者によるマーケット情報の共有を始めとする双方にメリットのあるビジネスモデルの構築に向けた環境整備について検討する。 | 経済産業省 | 双方にメリットのあるビジネスモデル構築の観点から、電子書籍に係るプラットフォームビジネスモデル構築に関する検討を実施。 | | | | 電子書籍の契約円滑化に向けた実証実験の提案公募を実施。 | 引き続き、民間の動きを注視しつつ、支援方法を検討。 | |
| | | | 総務省 | 現状のプラットフォームビジネスモデル構築にむけた環境整備に関わる課題を検討。 | プラットフォームビジネスモデル構築に向けた環境整備。 | | | 「デジタルコンテンツ力創出事業」として平成23年度概算要求に計上された(5億円)。 | 平成23年度予算成立後、早期の執行に着手できるよう具体的内容を検討していく。 | |

| | 具体的な取組 | 概要 | 担当府省 | 工程表 | | | | | 進捗状況 | |
|----|-----------------------------|---|--|---|--------------|--|--------|---|---|--|
| | | | | 短期 | | 中期 | | 長期 | 2010年11月までの具体的な取組状況 | 今後の具体的な取組予定 |
| | | | | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014～2019年度 | | |
| 34 | ACTA交渉の妥結及び妥結後の加盟国拡大(短期・中期) | 2010年中に模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)の交渉を妥結するとともに、締結後、主要国・地域への加盟国拡大や二国間協定を通じ、世界大に保護の輪を広げる。 | 外務省 総務省 法務省 財務省 文部科学省 経済産業省 | 関係国との交渉を継続し、関係省庁で連携しつつ、2010年中の交渉妥結を目指す。 | 我が国における締結作業。 | 関係省庁で連携しつつ、方針を検討の上、加盟国拡大や二国間協定を通じ、世界大に保護の輪を拡大。 | | | 交渉の結果、10月2日、東京で開催された関係国会合で大筋合意。 | まずは署名(時期未定)及び締結(国会承認が必要。時期未定)に向けた、必要な作業を進める。 |
| 35 | 二国間協議を通じた著作権侵害対策の強化(中期) | 二国間の関係省庁横断的な協議の場や著作権に関する協議の場を通じ、侵害発生国・地域の政府に対し、具体的なコンテンツ侵害状況を踏まえ、コンテンツ侵害対策の強化を強く働き掛け、是正を実現する。 | 外務省 文部科学省 経済産業省 総務省 | デジタルコンテンツの重要性の高まりや深刻化するその侵害状況を念頭に置き、産業界からの要望を踏まえ、侵害発生国・地域とさまざまな協議(以下など)の場を通じ、関係省庁で連携しつつ、著作権侵害対策強化に向けた要請や協力を実施し、世界における我が国の著作権侵害状況を改善。 - 日中経済パートナーシップ協議 - 日中ハイレベル経済対話 - 日韓ハイレベル経済協議 - 日中著作権会議 - 日韓著作権協議 - 日中知的財産権WG - 官民合同ミッション等 | | | | 7月に行われた日中経済パートナーシップ協議、及び8月に行われた日中ハイレベル経済対話において、コンテンツの海賊版問題に対する更なる対策強化を要請。 6月に行われた日韓経済局長協議において、コンテンツ侵害(模倣放送番組)への対策として、地上波における日本語放送の解禁について取り上げ、対応を依頼した。 | 引き続き、二国間協議の場においてコンテンツの海賊版問題等に対する対策について協議する。 | |
| | | | | | | | | 文化審議会著作権分科会国際小委員会において、二国間協議の在り方も含めた、インターネット上の海賊行為への対応について検討中。 本年10月に第5回日韓著作権協議を実施し、日韓間での著作権分野での協力・連携関係強化のため、文化庁と韓国文化体育観光部の間で覚書を交換することで基本的に合意した。 本年8月の官民合同ミッション及び本年10月の第2回日中知的財産権WGに参加し、インターネット上の著作権侵害対策の強化等を要請した。 | 文化審議会著作権分科会国際小委員会での審議状況を踏まえつつ、二国間協議対象国の拡大等を検討する。 韓国文化体育観光部との間で覚書交換に向けた具体的な検討を実施する。 | |
| | | | | | | | | 日中経済パートナーシップ協議にて、コンテンツ侵害対策の強化における働きかけを行った。 | 左記のような協議において、引き続き、コンテンツ侵害対策の強化における働きかけを行っていく。 | |
| | | | | | | | | ・2010年7月12日に、北京において第8回日中経済パートナーシップ協議を開催。通信・コンテンツ関係については、ゴールデンタイムにおける外国製アニメの放送制限規制の撤廃等を要望。 ・本年10月末に開催された第2回日中知的財産権WGの枠組みにおいて、インターネット上のコンテンツの不正流通対策に向けて対応。 | 引き続き、二国間協議の場において関係国と協議し、コンテンツ侵害対策の強化を強く働き掛けていく。 | |

| | 再掲 | 具体的な取組 | 概要 | 担当府省 | 工程表 | | | | | 進捗状況 | | |
|----|----|--------------------------------|---|-----------------------|---|--|--|--------|-------------|---|---|---|
| | | | | | 短期 | | 中期 | | 長期 | 2010年11月までの具体的な取組状況 | 今後の具体的な取組予定 | |
| | | | | | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014～2019年度 | | | |
| | | 海外のユーザーに直接ネット配信する仕組みの構築(短期・中期) | ネット上で日本のアニメや音楽を海外に配信する仕組みの構築を支援する。 | 経済産業省 | アニメ・コミックについて全世界をターゲットとしたネット配信ポータルサイトの構築等について、民間サイドのニーズに応じた支援を検討。 | 左記検討結果を基にアニメ・コミックの海外展開の支援を実施。 | | | | アニメ・コミックについて全世界をターゲットとしたネット配信ポータルサイトの構築等について関係業界に対してヒアリングを行った結果を踏まえ、民間独自の動きを尊重し、必要に応じて支援方法検討することとしている。 | 引き続き、民間の動きを尊重し、要望に応じて支援方法を検討していく。 | |
| 36 | | アクセスコントロール回避規制の強化(短期) | 製品開発や研究開発の萎縮を招かないよう適切な除外規定を整備しつつ、著作物を保護するアクセスコントロールの一定の回避行為に関する規制を導入するとともに、アクセスコントロール回避機器について、対象行為の拡大(製造及び回避サービスの提供)、対象機器の拡大(「のみ」要件の緩和)、刑事罰化及びこれらを踏まえた水際規制の導入によって規制を強化する。このため、法技術的観点から踏まえた具体的な制度改革案を2010年度中にまとめる。 | 文部科学省 経済産業省 財務省 | 内閣官房、文部科学省及び経済産業省が協力して行う検討を踏まえ、文化審議会、産業構造審議会等において必要な検討を行い、国内規制について具体的な制度改革案を得る。 | 左記検討結果等を踏まえ、必要な措置を講ずる。 | | | | アクセスコントロールの回避規制の強化に向け、法技術的観点から踏まえた具体的な制度改革案を2010年度中にまとめるべく、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会のもとに技術的保護手段ワーキングチームを設置し、集中的な検討を行っている。(10月31日時点で第4回まで開催。) | 引き続き、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会技術的保護手段ワーキングチームにおいて検討を行い、平成23年1月の文化審議会著作権分科会において報告を取りまとめる予定。 | |
| | | | | | | | | | | 不競法のアクセスコントロール等の技術的制限手段に係る規律の在り方に関する制度改革案を年内に取りまとめるべく、産業構造審議会知的財産部会技術的制限手段の在り方に関する小委員会を立ち上げ、検討を開始した。(10月19日時点で第2回を開催。) | 引き続き、産業構造審議会知的財産部会技術的制限手段の在り方に関する小委員会において、検討を行い、2010年度内を目途に制度改革案を取りまとめる。 | |
| | | | | | | | | | | アクセスコントロール回避規制の強化に関し、文部科学省及び経済産業省の検討状況を踏まえ、水際規制の導入について検討することとしているところ、両省の検討状況をフォローし、水際規制の導入についての検討を開始した。 | 引き続き、経済産業省及び文部科学省における検討状況を踏まえ、水際規制の導入についても、必要に応じ関税・外国為替等審議会等において検討を行い、2010年度内を目途に具体的な制度改革案を取りまとめる予定。 | |
| 37 | | プロバイダによる侵害対策措置の促進(短期・中期) | プロバイダと権利者が協働し、インターネット上の侵害コンテンツに対する新たな対策措置(例えば、警告メールの転送や技術的手段を用いた検知)を図る実効的な仕組みを2010年度中に構築する。併せて、現行のプロバイダ責任制限法の検証を図った上で、実効性を担保するための制度改革の必要性について検討し、2010年度中に結論を得る。さらに、それらの取組の進捗状況を踏まえて、必要な措置を講じる。 | 総務省 | ・プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会等におけるプロバイダと権利者による協働の促進。 ・権利者団体、通信事業者、動画投稿サイト運営事業者、放送事業者等の関係者からなる連絡会の設置を通じた実効的な仕組みの構築。 | ・引き続き、プロバイダと権利者による協働体制の促進を支援 ・ガイドラインの改定等、関係者を網羅した対策の実施。 | | | | ・2010年9月7日、総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において、「プロバイダ責任制限法検証WG」(主査 東京大学長谷部恭男教授)が設置され、同WGにおいてプロバイダ責任制限法の検証を実施しているところ。 ・本年3月に「コンテンツ不正流通対策連絡会」を設置、本年9月にコンテンツ不正流通対策の共同検知システムの実証実験の請負事業者を決定し、実証実験を実施しているところ。 | ・制度改革の必要性について検討し、2010年度中に結論を得る予定。 ・権利者団体、通信事業者、動画投稿サイト運営事業者、放送事業者等の関係者からなる連絡会においてインターネット上の侵害コンテンツに対する対策について検討を実施するとともに、ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダ等への削除要請を容易にするシステムに関する実証実験を実施し成果を取りまとめる予定。 | |
| | | | | | 現行のプロバイダ責任制限法の検証を図った上で制度改革の必要性について2010年度中に結論を得る。 | 検証の成果を踏まえた対策を実施。 | | | | ・2010年9月7日、総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において、「プロバイダ責任制限法検証WG」(主査 東京大学長谷部恭男教授)が設置され、同WGにおいてプロバイダ責任制限法の検証を実施しているところ。 | 制度改革の必要性について検討し、2010年度中に結論を得る予定。 | |
| | | | | | ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダ等への削除要請を容易にするシステムに関する実証実験の実施。(検知・削除要請システムの構築) | ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダ等への削除要請を容易にするシステムに関する実証実験の実施。(検知・削除要請システムの機能拡張・運用性の向上) | ・ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダ等への削除要請を容易にするシステムに関する実証実験の実施。(検知・削除要請システムの実用化に向けた改良) ・関係者の共同によりネットワーク上のコンテンツの不正流通対策を行う共同検知センターを設立。 | | | | 本年3月に「コンテンツ不正流通対策連絡会」を設置、本年9月にコンテンツ不正流通対策の共同検知システムの実証実験の請負事業者を決定し、実証実験を実施しているところ。 | 権利者団体、通信事業者、動画投稿サイト運営事業者、放送事業者等の関係者からなる連絡会においてインターネット上の侵害コンテンツに対する対策について検討を実施するとともに、ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダ等への削除要請を容易にするシステムに関する実証実験を実施し成果を取りまとめる予定。 |

| | 具体的な取組 | 概要 | 担当府省 | 工程表 | | | | | 進捗状況 | |
|----|------------------------|---|-------|--|--|--|--------|-------------|--|--|
| | | | | 短期 | | 中期 | | 長期 | 2010年11月までの具体的な取組状況 | 今後の具体的な取組予定 |
| | | | | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014～2019年度 | | |
| 38 | 正規配信サービス展開の促進(中期) | インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策としての観点も踏まえ、民間企業が消費者の利便性に即した正規サービスを展開することを促進する。 | 経済産業省 | アニメ・コミックについて全世界をターゲットとしたネット配信ポータルサイトの構築等について、民間サイドのニーズに応じた支援を検討。 | 左記検討結果を基に正規配信を促進する観点からアニメ・コミックの海外展開の支援を実施。 | | | | 関係業界にヒアリングを行った結果、当省としては、民間の主体的な動きを尊重し、必要に応じて支援を行う体制を整備したところ。 | 引き続き、民間の動きを尊重し、要望に応じて支援方法を検討していく。 |
| | | | 総務省 | 映像分野の権利処理一元化推進のため、権利処理業務の窓口一元化、不明権利者探索の実証実験を実施。 | 映像分野の権利処理一元化推進のため、不明権利者探索の一元化の実証実験を実施。 | 映像分野の権利処理一元化推進のため、権利処理業務の電子許諾システム等の実証実験を実施。 | | | 本年6月に「放送コンテンツ権利処理円滑化連絡会」を設置、本年8月に権利処理一元化の促進に向けた実証実験の請負事業者を決定し、実証実験を実施しているところ。 | 権利処理窓口一元化、不明権利者探索に関する実証実験を実施し、成果を取りまとめる予定。 |
| 39 | 著作権侵害防止技術の開発支援(短期) | 民間における著作権侵害防止に関する技術の開発やその活用を支援する。 | 経済産業省 | 中国における侵害を踏まえ、ネット上の違法コンテンツ流通を自動的に検知するシステムの開発及びその実効性向上に向けた実証事業を実施。 | 左記の実験の成果を踏まえ、ネット上における実効的な違法コンテンツ流通対策を実施。 | | | | インターネット上の違法コンテンツの削除要請に係る実証実験を中国の動画共有サイト等に対して実施。 | 引き続き、動画共有サイト等に対して実施する。 |
| | | | 総務省 | ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダ等への削除要請を容易にするシステムに関する実証実験の実施。(検知・削除要請システムの構築) | ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダ等への削除要請を容易にするシステムに関する実証実験の実施。(検知・削除要請システムの機能拡張・運用性の向上) | ・ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダ等への削除要請を容易にするシステムに関する実証実験の実施。(検知・削除要請システムの実用化に向けた改良) ・関係者の共同によりネットワーク上のコンテンツの不正流通対策を行う共同検知センターを設立。 | | | 本年3月に「コンテンツ不正流通対策連絡会」を設置、本年9月にコンテンツ不正流通対策の共同検知システムの実証実験の請負事業者を決定し、実証実験を実施しているところ。 | 権利者団体、通信事業者、動画投稿サイト運営事業者、放送事業者等の関係者からなる連絡会においてインターネット上の侵害コンテンツに対する対策について検討を実施するとともに、ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダ等への削除要請を容易にするシステムに関する実証実験を実施し成果を取りまとめる予定。 |
| 40 | 著作権侵害に関する普及啓発活動の強化(中期) | 官民一体となった消費者の普及啓発活動を強化する。 | 文部科学省 | ・一般国民、都道府県等著作権事務担当者、図書館職員及び教職員を対象とした各種講習会を開催するとともに、著作権に関する学習ソフト等を開発しホームページを通して広く提供することで、多くの人々を対象として著作権保護に関する普及啓発を実施。 ・権利者団体、関係省庁等と連携し、定期的に集中的な普及啓発活動を実施。 | | | | | 一般国民、都道府県等著作権事務担当者、図書館職員及び教職員を対象とした各種講習会を順次開催しており、今年度については現在までに計11回開催し計1931人が受講している。 また、中学生以上を対象とした著作権に関する普及啓発教材を開発中である。 | 引き続き、権利者団体等との連携のもと、一般国民を対象とした各種講習会を順次開催していくとともに、来年度の開催準備を進める。 また、今年度中に、中学生以上を対象とした著作権に関する普及啓発教材開発を完了する予定。 |
| | | | 経済産業省 | ・模倣品海賊版撲滅キャンペーンを実施(ネット上の著作権侵害コンテンツ問題を含む)。 ・権利者団体、関係省庁等と連携し、定期的に集中的な普及啓発活動を実施。 | | | | | 模倣品海賊版撲滅キャンペーンについて、実施請負業者を選定し、12月からのキャンペーン実施に向けた作業を行っている。 | 12月から、HPや雑誌・新聞広告の活用を含めた模倣品海賊版撲滅キャンペーンを実施予定。2011年度予算要求でも当該事業費を要求中。 |
| | | | 総務省 | ・電気通信サービスの利用者に対する周知・啓発を実施。 ・著作権侵害が疑われる情報の削除要請等を受けた中小プロバイダからの問い合わせ等に対応する相談窓口に対する支援。 ・権利者団体、通信事業者、動画投稿サイト運営事業者、放送事業者等からなる連絡会において、関係者が一体となって、効果的な普及啓発・広報の在り方等について検討、実施できるよう支援。 ・権利者団体、関係省庁等と連携し、定期的に集中的な普及啓発活動を実施。 | | | | | ・著作権侵害が疑われる情報の削除要請等を受けた中小プロバイダからの問い合わせ等に対応する相談窓口を設置。 ・本年3月に「コンテンツ不正流通対策連絡会」を設置、本年9月にコンテンツ不正流通対策の共同検知システムの実証実験の請負事業者を決定し、実証実験を実施しているところ。 | ・引き続き著作権侵害が疑われる情報の削除要請等を受けた中小プロバイダからの問い合わせ等に対応する相談事業を実施する。 ・権利者団体、通信事業者、動画投稿サイト運営事業者、放送事業者等の関係者からなる連絡会においてインターネット上の侵害コンテンツに対する対策について検討を実施するとともに、ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダ等への削除要請を容易にするシステムに関する実証実験を実施し成果を取りまとめる予定。 |

| | 具体的な取組 | 概要 | 担当府省 | 工程表 | | | | | 進捗状況 | |
|----|----------------------------------|--|-------|---|------------------------------|--------|--------|--|---|---|
| | | | | 短期 | | 中期 | | 長期 | 2010年11月までの具体的な取組状況 | 今後の具体的な取組予定 |
| | | | | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014～2019年度 | | |
| 41 | 警察による取締り(短期) | 警察による効果的な取締りを実施する。 | 警察庁 | ファイル共有ソフトを使用するなどの悪質なインターネット上の著作権侵害事犯の取締りを強化(効果的な捜査手法を適宜活用)するとともに、官民の普及啓発活動と連携しつつ、同種事犯の抑止のための積極的な広報を実施。 | | | | | <ul style="list-style-type: none"> 悪質なインターネット上の著作権侵害事犯の取締りを行った結果、平成22年上半年における著作権侵害事犯の検挙事件数は81事件(+36事件、+80.0%)、検挙人員は108人(+38人、+53.5%)と、前年同期比で事件数及び人員とも増加した。 利用者数の増加傾向にある「パブリックドメイン」や「ビットトレント」等のファイル共有ソフトを用いた著作権侵害事犯や、世界最大規模の動画配信サイトを用いた著作権侵害事犯を取締るなど、効果的な取締りを実施した。 平成22年9月、不正商品対策協議会が作成した広報啓発ポスター「STOP!ネットでの知的財産権侵害」を警察施設に掲示し、知的財産権の保護と不正商品の排除を国民に広く訴えた。 警察白書や警察庁ホームページ「偽ブランド・海賊版の根絶に向けて!!」等に知的財産権侵害事犯の検挙状況、主要検挙事例等に関する情報を公表し、模倣品・海賊版に関する国民の理解の促進を図った。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、著作権団体との連携により、抑止効果の高い著作権侵害事犯の取締りを行うとともに、同種事犯抑止のための広報啓発を推進する。 平成22年11月、不正商品対策協議会が主催の不正商品撲滅キャンペーン「ほんとは？ホント！フェア」を後援するとともに、担当者を派遣して知的財産権の保護や不正商品の排除を訴える。 平成23年3月、不正商品対策協議会が主催の「アジア知的財産権シンポジウム」を後援するとともに、担当者を派遣して知的財産権の保護や不正商品の排除を訴える。 |
| 42 | 著作権制度上の課題の総合的な検討(中期) | デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度上の課題(保護期間、補償金制度の在り方を含む)について総合的な検討を行い、検討の結果、措置を講じることが可能なものから順次実施しつつ、2012年までに結論を得る。 | 文部科学省 | <ul style="list-style-type: none"> 補償金制度については、コンテンツ利用の利便性向上とクリエイターの権利保護のバランスについて、関係者の合意形成に向けた検討を進めるため、経済産業省と文部科学省による検討会を設置する。当該検討会の結果を踏まえ、補償金制度の見直しに関する関係者の合意形成を目指す。利害関係者間で一定の合意が得られれば文化審議会著作権分科会での検討を開始し、結論が得られ次第必要な制度改正案をとりまとめる。 この他のデジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度上の諸課題については、文化審議会著作権分科会において順次検討を行い、その結果措置を講じることが可能なものから実施。 | | | | <ul style="list-style-type: none"> 補償金制度については、経済産業省と文部科学省による検討会を設け、有識者からヒアリングを行うなど、関係者の合意形成に向けた取組を行った。 また、文化審議会著作権分科会基本問題小委員会において、デジタル・ネットワーク社会における著作権制度の在り方をめぐる基本的な認識について検討が行われ、8月に報告が取りまとめられた。 | 補償金制度については、引き続き、検討会において、関係者の合意形成に向けた取組を進める予定。デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度上の諸課題については、文化審議会著作権分科会基本問題小委員会等において検討が必要とされたものについて、必要に応じた取組を進める予定。 | |
| 43 | 著作権制度上の課題の総合的な検討(短期) | 42の著作権制度の総合的な検討のうち、権利制限の一般規定について、これまでの検討結果を踏まえ、2010年度中に法制度整備のための具体的な案をまとめ、導入のために必要な措置を早急に講ずる。 | 文部科学省 | これまでの検討結果を踏まえ、2010年度中に法制度整備のための具体的な案をまとめ、導入のために必要な措置を講ずる。 | | | | 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において、2010年4月、「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」が取りまとめられ、文化庁は、同年5月から1ヶ月間、同中間まとめに対する意見募集を実施し、計254通の意見が提出された。これを踏まえ、同小委員会では、意見募集に意見を提出した団体中、18団体から意見聴取を行った。 | 2011年1月に文化審議会著作権分科会において、権利制限の一般規定の導入が適当とする報告書が取りまとめられる予定。これを踏まえ、著作権法改正法案の準備作業に着手する予定。 | |
| 44 | 著作権制度上の課題の総合的な検討(短期) | 42の著作権制度の総合的な検討のうち、著作権法上のいわゆる「間接侵害」に関し、2010年度中に差止請求の範囲の明確化を含め、その要件化に関する一定の結論を得て、必要な措置を早急に講ずる。 | 文部科学省 | 文化審議会著作権分科会における検討を進め、2010年度中に一定の結論を得る。同分科会における検討結果を踏まえ、制度改革案のとりまとめなど必要な措置を講ずる。 | | | | 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会のもとに司法救済ワーキングチームを設置し、制度設計の案に係る論点、裁判例の分析、関係者からの意見聴取等の検討を行っている。(10月31日時点で第4回まで開催。) | 引き続き、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会司法救済ワーキングチームにおいて検討を行う予定。 | |
| 再掲 | ネット上のコンテンツの部分的引用やネット放送のルール形成(短期) | インターネット上におけるコンテンツの部分的引用やネット上の放送における利用を始めとして、今後のビジネス展開の円滑化が図られるよう、国際的動向も踏まえながら民間における関係者間のルール形成が促進されるよう支援する。 | 文部科学省 | インターネット上におけるコンテンツの部分的引用やネット上の放送等に関し、民間における関係者間のルール形成が促進されるよう、その必要性も含めて施策を検討。 | 左記の検討に基づき、必要に応じて支援のための施策を実施。 | | | 配信事業者と音楽著作権管理事業者の契約締結が行われるなど、民間における関係者間のルール形成が進んでいるところ。 | 引き続き、民間における関係者間のルール形成が促進されるよう、必要に応じた支援を行う。 | |